

令和2年5月25日
大台町総務課

建設工事等に関する入札制度等の改正について

令和2年6月1日より下記のとおり入札制度の改正を行いますのでご承知ください。

記

1. 最低制限価格の改正

(1) 改正の概要

予定価格 500 万円以上の算出基準

上限の9/10を撤廃します。

(2) 適用期日

令和2年6月1日以降に指名（公告）する入札物件から適用します。

(3) その他

詳細は、大台町ホームページ⇒「事業者の方へ」⇒「入札情報（建設工事・測量コンサル）」の「6. 入札契約各種要綱・要領等」に掲載する「11. 大台町建設工事に係る最低制限価格の運用基準（令和2年6月1日以降適用）」を参照してください。

2. 入札及び契約に関する様式の改正

(1) 改正概要

- ・「契約関係（建設工事）様式」、「契約関係（測量・コンサル）様式」及び「契約関係（維持・修繕小規模（単価契約用））」に掲載の「契約書の条項」を改正民法に対応した内容に変更します。
- ・「契約関係（建設工事）様式」に掲載の「契約時における主任技術者または監理技術者チェックリスト」を改正しています。（兼任要件を緩和）

(2) 適用期日

令和2年6月1日以降に契約を締結する入札物件から適用します。

【本件の問合せ先】

総務課 TEL：0598-82-3781